

令和3年度静岡県いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和3年11月26日(金) 午後1時30分から5時まで
場 所	静岡県庁別館7階第2会議室A
出席者 職・氏名	委員 15名(委員名簿に記載のとおり) 事務局 教育政策課人権・教員育成班
議 題	各学校、機関におけるいじめ問題対策に係る取組報告及び意見交換
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿・座席表 ・いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する付属機関設置条例 ・いじめの防止等のための対策・いじめ問題への取組(報告資料) 別冊資料 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校における自殺予防教育の進め方」レジュメ ・いじめ防止対策推進法 ・静岡県子どもいじめ防止条例 ・静岡県いじめの防止等のための基本的な方針

1 開会

2 議事

(1) 静岡県における取組内容報告

(2) 講演

「学校における自殺予防教育の進め方」関西外国語大学教授 新井 肇 氏
—休憩(5分)—

(3) 各学校、機関におけるいじめ問題対策に係る取組内容報告及び意見交換

(会長挨拶)

皆さんこんにちは。

御紹介いただきました教育長の木苗でございます。

本日は、御多用のところ、静岡県いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

「いじめ防止対策推進法」ができてから8年が経ちました。

この間、関係機関・団体の皆様方、学校関係者の皆様方それぞれにいじめ問題対策に対する取組をしていただき、今日に至っております。

改めて皆様の御尽力、御協力に心より感謝を申し上げます。

さて、今年発表された文部科学省の2020年度問題行動・不登校調査では、全国の小・中・高等学校と特別支援学校で認知されたいじめの件数が前年度に比べ大幅に減少したとありました。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策としてのソーシャルディスタンスが、人と人との心の距離を広げ、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性もございます。

いじめに対する取組については、「いじめはどこでも、どの子にも起こり得る」という認識の下に関係者全てが常に注意力を持って、小さなことでもしっかりと対

応していく姿勢が必要です。いじめ問題は学校だけで対応できるものではなく、関係機関や保護者、地域との連携協力があって初めて前進するものであります。この点において、本連絡協議会の役割は大変重要なものと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場・視点からの幅広く忌憚のない御意見を頂ければと思っております。新井先生におかれましても、本日はよろしくお願ひいたします。

私は、これから、所用がありまして、ここで失礼いたします。申しわけありませんが、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事内容

(事務局)

それでは、次第に沿って進めます。

次第5「各学校、機関における主な取組内容報告及び意見交換」についてでございます。

本協議会は、いじめ問題にかかわる関係者の皆様の意見交換を通じて、各機関の連携や相互理解を深めることを目的としております。このため、まず、各分野を代表して5名の委員から順に簡単に取組を御紹介いただきたく存じます。併せて、新井先生へのご質問であるとか、県の取組についてもご発言よろしくお願ひいたします。小学校校長会 武田委員、高等学校長協会 齊藤委員、県私学協会 酒澤委員、弁護士会 鈴木委員、公立高等学校PTA連合会 関委員の順番で報告をお願ひいたします。

(武田委員)

新井先生、どうもありがとうございました。

ここ2回続けて、養護教諭や保健主事の研修会で自殺予防教育について学んできましたという報告を受けていたものですから、なるほど、今、これが学校にとって大切なんだなということが、先生のお話を聞いて本当によくわかりました。しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

今日、長泉小学校では、午前中、長小（ながしょう）フェスティバルといって、子供たちが自分たちで作るお祭りをしました。

昨年度はコロナのためにできませんでした。

いつもだったら全校で関われるのですがけれども、コロナ禍ということで、ペア学年、2学年ずつお互いに行ったり来たり交流をもちながら行いました。準備から、まず計画、アイデア、子供たちが全部行っており、私は全部回って見ながら、子供達が生き生きとした、協力し合っている、関わりあっている姿を持って、本当に、今日は、感動して学校を後にして参りました。

こういう子供の自主的な活動が、実は、いじめを生まない、許さない土壌づくりの一つになってるのではないかなというふうに思います。

小学校、本校においても、いじめ防止基本方針に基づいて色々おこなっているわけですがけれども、特に力を入れているのが、年度初めの、つまり一番忙しい時期に、

生徒指導の理解研修を行うということです。なぜかという、配慮を要する子供、特に発達に特性のある子供たちが実はいじめの対象になりやすい。

ですから、その子供たちの特性をきちんと理解して見守ることが必要ではないかということで、年度初め、一番忙しい時期にしっかりと時間を取って、教育支援員さんたちにも来ていただいて、みんなで理解をするということをしております。

早期発見、早期対応は本当に心がけていることで、年8回のアンケート、そして、年3回触れ合いトークとあって、担任が子供とじっくり1人10分ぐらいずつなんですけど、全ての子供と話をするという時間を取っております。

今、一番課題になっているSNSに関するトラブルについて、やはり町内でも事例が出てきていることから、トラブル防止を含めて、ネットリテラシーについても授業を実施したり、それから、3年生については、児童と保護者対象で、外部講師による講演会を行う、そんな形で行っています。

昨日、先生方に、特にお願いしたのが、やはり今、私自身がすごく考えていたのが、いじりの問題です。いじめられキャラというか、おそらくテレビの影響だと思えますが、子供たちにとってテレビの世界と実世界の区別がつかない。

多分、自分たちの生活の中でも誰かをいじめられキャラにしてやっている。いじめられている子供たちは、例えば、仲良くしているんだよねみたいなことでやってるんだけど、実はそれは違うんだよ。いじめられキャラとして固定されることがどれだけ子供の心を傷つけるのか。それを打破できるのは、先生方の指導しかないんですよということで、そこを今、本校では、力を入れて取り組んでいるところです。

大きな問題にならないような、いじめを生まない、許さない土壌づくりに力を入れるとともに、いじめの訴えがあった時には、聞き取り、多方面からの情報収集、そして対策を打つということ丁寧に行っております。

おそらく、どの小中学校でもやってることだと思いますけれども、本当に力を入れていきたいなと思っております。以上です。

(齊藤委員)

静岡市立高校の齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は高等学校長会の一員として、この協議会に委員としてきましたので、本校の取組に限らず、現在、公立高校で多くの学校が取り組んでいる事例等も少しお話ができればというふうに思っております。

各学校で共通して取り組んでいることといたしましては、先ほど武田委員からお話があったところですが、高校段階でも発達障害を抱えている生徒がいじめの対象になることが多いものですから、年度の初めに、発達障害等を抱える生徒について、情報収集し、年度初めの職員会議で共有するということがあります。

あわせて、高等学校になって初めてスマートフォンを手にするという生徒も非常に多いものですから、一年生を対象にスマートフォンの使い方についての講座を設けている学校も多くあります。

それから、いじめ防止対策に関して、特化した形で取り組むというのは生徒の状況によって学校の対応の異なるところもあるかと思いますが、本校の場合ですが、やはり先ほど武田委員もありましたけども、いじりについて気になるという報告がいくつか出てきております。

加害という言葉を使いますが、加害側は、さほど意識をしないまま、結果的に、対象となる生徒を傷つけてしまうということが多くあるわけですが、本校の生徒の特徴としては、自己肯定感が非常に強い生徒もいれば、逆の生徒もあり、自己肯定感の強い子について、例えばものの言い方なども非常に強くなる、そういう傾向があります。

そのような中で今年度は、すべての生徒が、我慢をしないで相手を責めずに、自分の伝えたいことを伝えることができるよう、アサーションスキルトレーニングを取り入れてみました。1時間、ロングホームルームの中で取り組みました。7月に行ったところですが、これがどのような成果があったかというのはまだ検証はできていません。

また、生徒は教員の方をよく見ておりますので、どこの学校でも、教員自身の人権意識の向上を図ることに取り組んでいます。教員の生徒に対する言葉遣いそのものを、上から目線ではなく、叱責等もですね、言葉の使い方といったところを見直すということで、それが結局、いじめ事案を含めた生徒指導事案自体の数が減ったということも聞いております。以上でございます。

(酒澤委員)

私学を代表しております静清高校の酒澤と申します。

一昨年までは、いじめゼロを目指せと書いていたんですが、去年、新井先生のお話を聞きまして、とにかく、去年のこの会議の、すぐ後から、職員には「いじめゼロはないはずだから、とにかく最初の段階で、いじめの見逃しゼロを目指せ」ということで取り組んでいるんですが、なかなか、私学独自のやり方というのが、教員の授業数も、3年ぐらい前までは、一番多い教員で14、5時間を限度にしていたのですが、というのは、あまり授業に追われ、また、生徒指導に追われていると、色々な動向に目が行かないだろうということで、とにかく、人間づくりをやっていくには、少しでも生徒と接する時間を多くしようということでやってきたんですが、他の学校の時間表を見たりしますと、こんなに少ないのかと、何か悪いことをやっているような意識を持ちます。

それともう一つは、段々と少子化という状況下で、いわゆる学校経営ということになると、2、3年前から授業を多く持たせてやってきていて、なおかつ、今日の先生のお話で、いわゆる自殺予防教育の進め方についてもやらなければならないということになると、また職員から大変だなというような認識を持たれるんじゃないかと思うんですが、とにかく、いじめの問題からこういったような自殺へも進ん

でいくのかなということ、とにかく生徒には、私も朝礼なんかで必ず言うのは、全校生徒が全員、楽しい学校にするんだぞという話をいたします。

そういうことで、職員の一人一人のいろんなことを見ると、こういういじめを見抜くのが得意な教員もいれば、苦手な教員もいるということで、ただクラス担任だけではなくて授業、或いはその他教科の先生、そういう人達があればと思った時には、必ずクラス担任に連絡をして、みんなで連携をとっていこうじゃないかという話をしております。以上です。

(鈴木委員)

静岡県弁護士会所属の弁護士の鈴木でございます。

弁護士というと、いろいろな立場の方の代理人となります。いじめのケースで言えば、いじめられた側の代理人という立場で活動する場合がありますし、その加害を疑われている側の代理人という立場になることもあります。弁護士は、両方の立場で活動することがあります。弁護士会の子どもの権利委員会は、とにかく子どもの側に立つということで活動しています。以前から虐待の問題では、親と対立したりする形で活動することもやっていました。

いじめの問題については、子どもの権利委員会の委員が学校に出向いていじめ予防授業をやっています。これまで、弁護士会の別の委員会である法教育委員会が、人権とか権利の問題について、出張事業をやっていました。宣伝はしていたのですが、ほとんど需要がありませんでした。それが、最近、県と弁護士会でスクールロイヤーに関して協定を結びまして、県が積極的にスクールロイヤーを受け入れてくれています。子どもの権利委員会の委員がスクールロイヤーになって、いろいろと活動してくれています。そのスクールロイヤーの活動のほかに、いじめ予防授業を学校に出向いてやっていますが、その需要は多いようです。とにかく学校内でいじめが起きないようにということで、人権について子ども達に考えてもらい、いじめの予防をしたいという形でやっています。

その他に、不幸にしていじめ事案が起きてしまったとか、それが重大事態だというようなときには、学校とか市町で事案の調査をしますが、その調査のための第三者委員会を立ち上げるというときに、その第三者委員会の委員を弁護士会が推薦しますが、弁護士会が推薦する弁護士は、子どもの権利委員会が、子どもの権利のことをいつもいろいろと考えている弁護士を推薦しているというのが現状です。県の方でも、静岡県いじめ問題対策本部がありますが、これは第三者委員会的なものだと思います。そちらにも弁護士会から委員を推薦していますが、その弁護士も子どもの権利委員会の推薦です。

今日の新井先生のお話にもありましたが、子どもは相談できる大人が欲しいんだということです。そういう相談できる大人として弁護士会は活動している。そういう大人になることを目指して弁護士は日々研鑽を積んでいる現状にあります。

今日は、先生、貴重な御講演ありがとうございました。

(関委員)

公立高等学校PTA連合会会長の関と申します。

よろしくお願いします。

新井先生、今日は貴重な御講演ありがとうございました。

高校段階では、いろいろな問題がございますので、高P連といたしまして、いじめ対策ですとか、自殺予防に特化した取組というのは実施してきておりませんでした。

PTA会員は、生徒の保護者の大半でございますので、子供への接し方について考えるなど、保護者を対象としまして、その保護者の資質向上につながる研修会等を、高P連主催ですとか、各地区の指導者研修会等々で開催して参りました。

今日の先生のお話を聞きまして、直接的ではないのですがけれども、今まで、そういう形で開催してきた講演会、講習会が、間接的に、この自殺予防ですとかいじめ対策に繋がっているのではないかなというふうな感想をもちました。

今後、今日の先生のお話を受けまして、子供が発言できる環境づくり、それから、それを受けとめることができる大人、こういうことをどうやったら作ることができるかというところに主眼を置きまして、今後の研修会ですとか、そういうところに生かしていきたいなというふうに思います。

今日はどうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

また、本日御欠席の静岡県社会福祉士会後藤久美委員から、メールで御意見をいただいております。学校現場で感じる現在の状況等をお伝えしたいということで、そのまま読ませていただきます。

令和2年、3年のコロナ禍において、学校は、緊張の連続にあります。

教職員の感染予防対策、一気に進んだGIGAスクールへの対応、それに伴う子供たちの抑えられた気持ち、家庭の脆弱化の露呈など、今後、子供たちの心身のストレスはますます続くと思われまます。

貧困、虐待、暴力、DV、非行など、すでに様々なケースの増加を肌で感じております。

このような環境の中で、いじめの予防をどのように進めていけばよいか、自分たちに何ができるのか、考えております。

ソーシャルワーカーとしては、子供の生活そのものに接することも多く、保護者の苦しい状況を目の当たりにしています。

学校での教職員の気づきをもとに、全体像を把握、分析し、子供の置かれた環境に働きかけることができるように動いていきたいと思っております。それが直接的ではなくても、いじめの土壌を作らせないことに繋がっていくものと考えています。

子供たちが、大人に対して諦めることのないよう、一人一人の姿に気を配ることを大切に実践していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、ここからは、新井先生を含めての皆様とのフリートークとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の新井先生の御講演に対するご意見とかご質問、また、今、ご発表いただきました5人の委員からの報告に対するご質問、ご意見、またそれぞれの各団体の現在の活動状況であるとか課題、その他感じる事、県の取組に対する意見等、今後のいじめ問題に対してどのように対応していけばよいのかという視点で、ご協議をいただければと思います。何でも結構ですので、ご発言ください。

新井先生、最初に申し訳ございません。

今、5人の委員の方からの報告を聞かれて、何かお感じになったことですか、講演の補足説明等ありましたらお願いします。

(新井教授)

今、取組を伺っての質問ですが、法教育の出前授業は最初あまり需要がなかったが、スクールロイヤー制度ができて、学校の近くにいる顔がわかるようになると、結構、要請がくるようになったという感じでしょうか。

(鈴木委員)

多分広報力がなかったといいますか、学校の先生に、出張授業の内容をあまり伝えられていなかったのだと思います。

法教育というのは、もう20年ほど前から少しずつ各地でやっていたのですけれども、多分、学校現場では、さほど必要とされていないのではないかと行かなかった。

それが、今度はスクールロイヤーという形で学校の中に入り込み、学校の先生からも相談を受けることができるようにするという事を、県と弁護士会の方と話をし、また、学校現場でいろいろと話をする中で、いじめの問題について、いじめ防止の授業をすることも可能だという話をしたところ、それならやってくださいという、そういう要請が増えてきたということでございます。

(新井教授)

はい、ありがとうございます。

先ほどの講演で、関係機関に子供が行って、こんなところだよって、総合的な学習の時間で報告しているという取組を紹介しました。顔が見えないと、どういうところかわからない。そうすると、繋がり繋がりと言っても、多分、繋がれない。学校も教育以外の様々な分野の専門家を活用しようとしても、なかなかうまくいかない。スクールカウンセラーはかなり定着してきたけれども、ソーシャルワーカー、スクールロイヤー、やっぱりどこかで顔が合わさっていないと、活用できないって

いうところが一つ課題なのかなと思っています。そこをうまく繋げられるといいなと思います。

色々な社会資源があるのだけれども、もしかすると、うまく活用できずに、宝の持ち腐れになってしまっている。子供の問題をめぐって、皆がそれぞれの場では頑張っているのだけれども、うまくそれらを、その子の問題解決に向けて重ね合わせられるといいなと、皆さんの話を伺いながら、思ったところです。

それから、子供が大人を諦めないようにという話が出たけれども、それこそ大人が子供から諦められちゃったら、子供の未来は無くなっていってしまうんじゃないかなって思う。

その信頼できる大人になるという意味で大人が問われているんだろうなど、いじめの問題をめぐって強く思うところがあります。ありがとうございました。

(事務局)

スクールロイヤーですけれども、スクールロイヤーができる前とできてからの感覚、違いたいなものがもしあれば、学校の方から教えていただきたいと思います。齊藤先生、いかがですか。

(齊藤委員)

私は鈴木委員とは違う感じ方をしております、公立学校の場合には、以前から県の教育委員会を通して、弁護士相談ができるようになっていました。

近年、いじめも含め様々な法律の絡んだトラブル、問題というのが増えてきて、その結果、数的に弁護士相談で事足りていたものが、なかなか難しくなってきたところに、例えばスクールロイヤーの制度が始まったこともあり、相談先に広がりが出てきているのかなと感じております。

(事務局)

社会資源と学校の繋ぎという意味では、専門家の皆様が普段、学校と接する機会があるのかどうか、また、その場合に、どのようなところで課題を感じていらっしゃるのか、よろしければご発言いただければと思います。

(齊藤委員)

新井先生の御講演、ありがとうございます。去年も、先生のお話を聞いて、いじめられるよりもいじめた方の方のケアが大事だっていう話を伺って、いろんな問題があるんだと思っているんですけども、先ほどの先生のお話で、いろんな子供と混じり合うことも必要だという、そういう、ある意味、理想論もあるかなと、この学歴社会の中で。私は、発達障害とか児童精神福祉とかそういった会議にも出ているのですが、障害、障害と言っていいかというところもあります、そういった子供たちの処遇と、いわゆる先生の今の話は、ほとんど普通の子たちの自殺予防という問題だろうと思うんですけども。ですからその問題を解決していくには、や

はり教員の資質の問題も、先ほど学校の先生が申し上げたこともあると思うんですね。

やはり、一番私が先生の話聞いて思ったのは、このレジリエンスの問題ですけども、こういったプログラムというのを、要するに、聞き上手な先生もいらっしやれば、やはり苦手な先生もいらっしやると思うので、プログラムを展開していった方がいいんじゃないかなと思って聞いてました。

ただ、各学校の教員にそれをやるには本当にアップアップだと思うので、そのようなことに特化した先生を配置できるような、国レベルの話になるかと思いますが、そのような取組はありますでしょうか。

(新井教授)

これは、予算の問題があって、別に文科省の肩を持つわけではないのだけれども、文科省は専門家をもっと入れたいし、教員の数も増やしたい、学級の人数を減らしたいと思っているのだけれども、どうも財務省はそうでもないみたいで、ここはすごく難しく、やれちゃうとお金が見つからないみたいなどころがあって。全然やれなければお金は見つからないけれども、やれてしまってもつかない。ただ、もう本当に、今、先生は大変だと思いますよ。

少し話がずれてしまうけれども、大阪府の小学校は、採用試験の倍率が2倍を切って何年か経っている。教員の成り手がいない。それは、学生が教員としてやっていく自信がないという力の問題もあるのだけれども、もう一方で、学校が魅力ある場になっていないんだろなという気はします。

それから、ご指摘があったように、自殺予防教育と言った時にはすべての児童生徒を対象に進めていくこととなりますが、それだけだとやっぱり、自殺は多分防げない。リスクの高い子をどうしていくか、さっきの認知の歪みなんかも、発達障害の子は結構ああいう考え方をする場合がある。だから、そういうところでどう手を打ってるのか。リスクの高い子への体制を整えることが必要だと思っています。

すべての子たちに対してやっていく自殺予防教育を上手く、ちゃんと整理しながら進めていく。例えば、スクールカウンセラー、関係機関とのつながりということであればソーシャルワーカー、或いは保健所、先生が大変だったら、保健所の保健師さんとか、そういう人の手を借りる。スクールカウンセラーも今のように非常勤だと、授業までやるというのはすごく難しいと思う。なので、ないものねだりはできないからあるもの探しでやっていくとしたら、例えば、法教育を出前事業でやってくれるのだったら、任せるって意味じゃなくて一緒にこんな話をしてください。うちの学校の現状はこうなんですという、そういう繋がりの中で、専門家の持つるものを、お金をあまりかけずに生かしていく。そういうことをとりあえずやっていくしかないかな。

本当は、大津市のように、市の予算で、いじめ対策担当教員という加配の教員を入れるというようなことができればと思います。すべての市内の小・中学校に配置されていますが、それはあの事件があって痛みが相当あったからできたことなのだ

と思います。今は、いじめだけに特化するのほもったいないということで、児童生徒支援教員という名称になり、ウイングを広げている。それはまたそれでいいんだらうけれども、焦点がぼやける危険性もある。そういう意味で、やっぱり人をちゃんとつける、先生の負担を減らすとともに、支援者の負担を分け持ち合うというのも、とても大事だと思っています。子供に関わる人が増えればいいなとつくづく思う。
以上です。

(齋藤委員)

はい。ありがとうございました。

(事務局)

玉井委員、スクールカウンセラーのお立場からいかがですか。

(玉井委員)

スクールカウンセラーという立場でこの場において、こちらに求めるものは何なのかなと考えまして、例えば、そういうコミュニティ機関との繋がりとか、スクールカウンセラー自体の繋がりにも影響していたりするのかなと考えていまして。新井先生の兵庫県とかで、その辺りで工夫されてることとかありましたら、理事会に持ち帰ることができるようなお話があれば、また、学校が外部と繋がることに課題を抱えていたりするのか、など、どんな課題があるのかお聞かせいただければと思います。

(新井教授)

今朝まで原稿を書いていたのですが、実はどういう研修を作るのかということがテーマでした。

研修ってやっぱりすごく教員の学びの中でも大事で、例えば、私が講師で行って話を、学校の代表の方が来て聞いたならば、学校に戻って広げていくという形になればいいと思うのだけれども、なかなかそうならないところがある。

例えば、大分県は、教育相談主任と生徒指導主事を、学校で2人抜けるのは結構大変なんだけれども、2人同時に集めて研修を行っている。生徒指導と教育相談はもちろん重なるところがいっぱいあるわけで、生徒指導主事の研修と教育相談主任の研修を夏休みとかに、両方集めて一緒にやる。同じ研修を2人で受ければ、面にはならないかもしれないけれども、点が線になる。そうやって学校全体に広めるということが大切なのではないかと考えています。

それから、大阪はスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと教育委員会の担当指導主事をブロック別に集めて、年4回ぐらい連絡会議をやっています。そこで一緒に事例検討をやったり、それぞれ頑張っているのだけれども、バラバラなので、集まってその力を同じベクトルに向けていくということを進めています。

そうしないと、なかなか力にならないと思います。

もう一つは、これも大阪なんですけれども、危機的な事案が起きたとき、自殺の後とか、かなりこじれた事案が起きたときには、カウンセラー、ソーシャルワーカーと弁護士さんを一気に投入します。

バラバラに行くとかではなくて、時間を作るのが難しいけれども、一気に投入して、ケース会議を、専門性の違う人がいる中でやっていく。

そういうのは、どこでもやれるわけじゃないのだけれども、必要性の高いところを選んで、そういう形で専門家を入れる。そうすると、成果は結構出ます。

ケース会議の前に、学校がかなりの部分まで情報を整理しておいて、そのうえで、専門家チームを入れるという形をとっています。

私も生徒指導という立場で行くことがあります。

そうやって、一緒に何かやるということが、必要かなと思います。

研修内容を学校の中で面として広げていくということが、課題かなと思っております。

答えになっていないかもしれないけれども。

(事務局)

ありがとうございました。

玉井委員のお話から、学校が外部と繋がる上での難しさなど感じているということがわかりました。それから、研修を広げることの難しさについてのお話もありました。このことについて、もしよろしければ、その辺のご意見をお話いただければと思います。溝口先生と赤澤先生、よろしいですか。

(溝口委員)

私は、幼稚園の園長をしております。

研修内容を園内で広げていくには、研修報告というのをするのですが、聞いてきたことが、自分ごとになるのは難しいのかなというふうに思います。まず、聞いたことをやってみたりとか、聞いてどうだったのかなというところまでやらないとなかなか伝わらないし、伝えられた先生も、何かそういういいお話聞いてきたんだねということで終わってしまうので、聞いてきた事を1つでも、1回でもやってみようねということを書いて取り組んでいるようにしています。

外部との繋がり難しさというのは、やはり、難しい問題、その子供同士というよりは保護者が絡んでくる問題が多く、少しこじれてしまうようなことがあるときは、すぐにうちの場合は市役所に報告して、市役所の方でも連携をとってもらって、関係課とつなげてもらうということがあります。

いま、いじめや自殺とかそういう問題を頭に描きながら話を聞いていて、幼稚園のときにどういうふうに生活したらいいのかなと考えていたのですが、やはり、タブレットを使用しているお子さんがたくさんいて、自分の世界にどっぷり入って、戦いごっこをしていたり、血が出るとか切ってやるとか、そういった言葉が出てし

まったり、そういうお子さんもいるので、昔のような自然の中で遊んだりするのは大事だということを共通理解して、呼びかけるようにしています。

また、子供たちが遊んでいるときに、はやし立てるような言葉が出てしまったときには、自分のクラスの子であるかどうかは関係なく、他の教員でも、気が付いたときに、どうかなとか、お友達の気持ち考えたらどうかなとか、今どう思ったのと聞いて、その言われたものが嫌だったというようなことは、その言葉で言うように、そのような関わり方をして、友達の嫌がることは言わないようにしたいねというようなことは日々、しております。小さいときから、お友達の気持ちを考えて過ごしてほしいなと思っています。

(赤澤委員)

吉田特別支援学校の赤澤と申します。

本日は、先生、どうもありがとうございました。

今、先生のお話を聞かせていただきまして、点を線にする。そして、面にしていくということが大切だと実感しました。私たちの学校の子供たちは、やはり特別に支援を要する子ども達で、今事務局の方からのご報告もありましたように、冷やかしであるとか、からかいであるとか、そのようなことが話題になっているわけですが、やはりその対象になりやすいと思っています。

ただ、そういった中で、先生方も、やはり発達障害のある子供たちの指導に大変苦勞をしておられるというのは、多分現状だと思います。

私たちの学校は、そういう子供たちを指導している学校ですので、障害に対するその特性であるとか、支援方法であるとか、そういったことにつきましては、センター的機能ということで、各学校に、私たちがコーディネーターとしてお邪魔をさせていただきまして、支援方法や、その支援のあり方を一緒に考えさせていただくということもしております。ですので、そういったことで私たちの学校が他校のお役に立てるのであれば、ぜひお力になれるように、今、連携ということもありましたので、ぜひ利用させていただきたいと思いました。そして、新井先生のお話を聞かせていただいて、まさに共生社会を作るという意味では、私たちの学校というのは、共生共育っていうことを本気に目指している学校です。

障害がある子供もない子供もともに、豊かに生きていく社会を作るということではやはり、今先生のお話を聞いていて、自殺予防教育もまさにそれと、本当に関連する部分があるのではないかと。やはり、人の多様性を、私たちが認めていく目をしっかり持っていかなきゃいけないんだな、そして、困ったら相談していいんだなという、そういう環境をしっかりとつくっていく。そんなことを、今日は学ばせていただきました。

感想になりますけども、どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

特別支援学校は学校ですけど、専門機関に近い位置付けがございまして、そういった意味での連携も進めていきたいと思います。

いま、学校の状況や専門機関の皆様のご意見をいただきましたけれども、保護者の皆様、ぜひ今までの話を踏まえて、御意見をいただければと思います。

(荻野委員)

私学保護者会会長をさせていただいております荻野と申します。

今、話を聞かせていただいて、各先生方のご苦勞や、人員配置の予算がないということについてよく分かりました。また、新井先生の自殺の話は非常に重たい話だったのですが、ためになる話で、90分が大変短く感じました。新井先生のお話にあったのですが、自殺と関連するいじめは0.8パーセントということで、さほどいじめが自殺には直結してないという話でした。また、現状ではもう、いじめは無くないということでした。しかし、いじめは無くないと分かった上でもこのような協議会をおこなわざるを得ない。また、先ほど玉井委員の方からもお話がありました、学校と関係機関が連携できていない。

何が言いたいかというと、人数が足りないのであれば、何とか人を増やす手立てを静岡県独自でできないのかということ。小学校で、高齢の方たちがボランティアで旗振りをしているのをよく見かけます。公共の団体がいろいろとやっている場合もありますが、NPOであるとか、リタイアした方々などで学校を助けたいと思っている人がたくさんいると思いますので、そういう方々にもっと学校と関わっていただけるような静岡モデルを作って欲しいなと思いました。

予算がないという話ですが、政治の力で文科省に予算をつけてもらおうといった話をしたところで、なかなかうまくいく話ではないわけですから、新井先生が言った、あるもの探しをすとか、ここでやってることを、もっと次の段階のステージにいかないともったいないと思います。

先ほど聞いた新井先生の良い話をもっと多くの人と共有すとか、そういうことをするのが県の仕事ではないでしょうか。

ですから、この協議会が来年以降も当面続くのであれば、ぜひ、次のステージに行くような場にしてください。

私は2年間新井先生のいいお話を聞けたのですが、それをなかなか上手に皆さんに伝えられないので、でも、私もできる範囲で、いろいろな人に伝えていければと思います。ありがとうございました。

(安田委員)

県のPTA連絡協議会副会長を務めさせていただいております安田佳子と申します。よろしくお願いたします。

新井先生、貴重なお話ありがとうございました。

昨年もお話を聞かせていただきました。昨年の中で、印象に残っていた、兵庫県のとある学校のいじめゼロを目指している学校で、いじめかどうか分からないけれ

ども、すべて疑問となるところを洗い出したところ、想定した数の20倍の数が上がってきたとのお話が、とても印象に残ってしまして、本当にすべての学校でその取組ができたらなということ強く思ったことを思い出しています。

今回のテーマは自殺ということで、重たいテーマではあるんですけども、新井先生のお話の中でもあったように、今この現状を取り巻いているコロナ禍という状況が、フィジカルディスタンスとかソーシャルディスタンスとか、その間隔を持って、皮肉にも、いじめの数が減ったという数字としては表れていて、ただ、それがいろんな心の病を引き起こして、自殺に繋がっているということも、少ないかもしれないけれどもないことではないというところが露呈されてきた。生きづらさを感じている子ども達が増えて、手を取り合えない子ども達が増えて、でも、いじめはやっぱり無くならなくて、数は減っているように見えてるけれども、やっぱり、昨年私が言ったと思うんですけども、埋もれている案件はたくさんあると思うんです。

私が所属してる県PTA連絡協議会において、公立小中学校の保護者の方を対象に、子供総合保障制度という、県PTA連絡協議会が契約者となって保険を立ち上げることができました。一昨年から施行されていますが、そこにですね、いじめとか、SNSでの誹謗中傷で、弁護士さんのお世話になりたいという保護者の方が増えているという情報をもって、保険会社の方が弁護士費用を補填してくださるという内容の特約を作ってくださいました。

入る際、保護者はいろいろな保険会社の保険を見比べるので、問い合わせがとても多いのだそうです。悩んでいる保護者さんは確かに多い。

ただ、コロナというところで、なかなか情報共有の場も持てず、子ども達にとっては、楽しい会話時間であるはずの昼食の時間でさえ黙食を強いられてるような状態ですので、その会話さえも遮られ、保護者同士の対話も遮ぎられ、確かにズームとかで、いろんな画面を通して対話はできますが、こういった対面で、その時に感じたことを、空気感を持って、温かさを持って会話を取り交わすという場所はやっぱり必要だと思うので、そういうところは子供たちから奪いたくないですし、保護者もそういう場はやはり持ちたいと思っています。そういうところで顔を突き合わせたときに、今日聞いたお話などを、私自身も広げたいと思っていますし、そこからまた波及して広げていって、子ども達が本当に思っていることであるとか、保護者が困っていること、その困っていることを声にして伝えられる状況とか、関係を築いていけるような、仕組みですかね、やっぱり仕組みを構築していきたいなど。

それにはここで聞いたことを教えていただいたことを皆さんから聞いた意見などを、この人はこういう考え方、私はこういう考え方、こういう機関の方はこういう活動をしている。そういう末端になかなか届きにくいところも、こういう機会に出させていただいた者が伝えていくことが使命だと思っているので、今日聞かせていただいたお話もそうですけれど、無駄にならないように、また持ち帰って色々なところで広げていく活動もしていきたいと思えます。

今日は、ありがとうございました。

(事務局)

どうもご意見ありがとうございました。

我々も真摯に受けとめまして、今後の取組につなげていければと思います。

あと、委員の皆様でご発言されていらっしゃる方、よろしければ、お願いします。

(鈴木委員)

児童相談所の鈴木です。

保護者さん達から身につまされるようなお話でございまして、私も本当に今日参加した意義があるかなと感じております。ありがとうございます。

児童相談所といいますと、やはり児童虐待に対応してる機関だという認識を皆さんお持ちいただいているかと思います。実際には児童虐待だけではなくてですね、非行に関する相談であったり、子育てに関する相談であったり、子供の養育に関する相談であったり、障害に関する相談であったり、子供に関する様々な相談を受けておるんですが、ただ、いま一番の課題になっておりますのは、児童虐待の問題ということで、これは間違いないところでございます。

先ほど先生の講演の中でも、全国の児童相談所が対応いたしました令和2年度1年間の児童虐待の件数が今20万件を超えたと。正確には20万5,029件という数字なんですが、静岡県内でも、2年度の1年間で、3,930件の対応をしております。

それに対しまして、いじめそのものを主訴とする相談がどれだけあったかといいますと、4件なんです、7つ児童相談所がありまして、それをすべて合わせて4件なんです。いじめに関する相談はないのかなといいますと、実はそうではなくて、他の事案で関わってるお子さんがいじめに遭っている、或いは、いじめをしているという事がいろいろ話を聞いていくと出てくる場合があります。まれな話ではないというふうに、私たちは考えております。

先生のお話の中でちょっと衝撃的だなあというふうに思ったことがありまして、それは小中高生の2020年の自殺者が499人もいたということですね。これは、児童虐待で命を落としているお子さんがどのくらいいるかということをお知らせすると、過去17年間の平均値で年間52人なんです。虐待で命を落としてるお子さんの10倍近いお子さんが、自殺によって命を落としてるということは、私にとりましても、衝撃的な内容でございまして、児童虐待に対応するのと同じ、或いはそれ以上の熱量を持って、この自殺という問題に対応していかなければ、子供たちやご家族は守られてないんじゃないかなということを感じた次第です。

しかもその中身を見ますと、要因となっていることが、親御さんとの不和であったりとか、家族からのしつけや叱責ですね、しつけや叱責という言葉を使っていますが、これはもしかしたら虐待というふうなレベルにあるようなものも含まれるんじゃないかなと考えられまして。要は、子供が自殺ということを選ばざるをえないところまで追い込まれてしまっている事情があるということかと思っております。

私たち児童相談所は、自殺をされたお子さんのご家庭に直接的に支援をするということはないわけなんですけど、ただ、自殺をしてしまうかもしれないお子さんたちや家庭とは関わってるんだと思います。

児童相談所が行っている支援活動というものが、実は自殺予防であったりとか、いじめ予防にも寄与してる内容なんだということ、本日先生のお話から、改めて認識することができましたので、このことを、私どもの職員と共有をして、こういうことにも役に立ってるという認識を持って、一人一人のお子さん、一人一人の保護者さんと向き合って支援をしていきたいと考えております。

別の話になってしまいますが、家庭の要因というものが中に多く含まれることがあるかと思しますので、それを学校現場の先生方が教育活動をしながらか、その問題までコミットしていくというのはなかなか大変だということは先ほどから議論があるとおりだと思います。私はやはりここは、スクールソーシャルワーカーさんの活用というのが大切だというふうに考えておりますので、スクールソーシャルワーカーさんを適切配置をしていただいた上で、こういった問題に関わっていただくのがよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

もう1点ですね、スクールロイヤーさんの話も先ほど出たものですから、これ市教委の先生から聞いた話なんですけど、その市教委さんの方では、スクールロイヤーさんをやっぱり活用されてるんですけど、何かあった時に学校さんが相談するというやり方ではなくてですね、実際学校現場にいていただいて、先生方の相談を受けていただくやり方をされているそうです。

そうしたところ、まさに顔が見える関係というのができて、弁護士の先生に相談をされると、弁護士さんは非常に熱心で、そして活動的な方がやはり多いものですから、事細かなことを調べてくれて、それをきちんと返してくださる。スクールロイヤーさんとは、本当に便利なところ。こんなに役に立つのかということ、先生方は認識なさったそうで、その中でいじめに関する講演であったりとか、教職員に対する研修や児童生徒に対する講話、こういったものをお願いするようになったと。そうしたところ、教員からも、児童生徒からも非常に好評だったと。本当に身近にこんなに力になってくれる方がいらっしゃるんだということを改めて認識できて、これは今後どんどんやっていきたいということを先生おっしゃってましたので、本当に弁護士さんが学校に入って様々な活動をしてくださるというのは、学校にとっても大きなメリットがあるという話を聞かせていただきました。長々とすみません、以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

スクールカウンセラーやスクールロイヤーが学校に関わってくださっているというのは非常にありがたいことです。こういったことについて、色々な方々とさらに連携していく、さらに配置を充実させていくというのは必要だなと考えておりま

す。最後に石井教育長、ぜひ、御意見をお願いできればと思いますが。

(石井委員)

新井先生、どうもありがとうございました。

大変有意義な時間、内容を聞かせていただきました。それから皆さんの大変貴重なご意見をたくさんいただきました。私も大変為になったと思っております。

今、児童相談所の鈴木委員の方からですね、52人それから499人、その話で、改めてどうして自殺してしまう子供たちが自分の思いを伝えられなかったんだろかと、児童虐待というのは、ある意味外に見えるものですから、いろんな方も関わっていただいて、それを阻止できるというところがあるわけですけど、なかなか外に見えない部分があるのではないかなということ、新井先生のお話もあったんですけども、そういうことを考えさせられました。

愛知の事件が最初に話があったわけですけど、命を奪ってしまう、また命に関わってしまうという悲惨なことが学校現場で起こったということは大変、私どもにとって衝撃的なこととございました。ぜひこういうことは起こらないでほしいなど。この刺してしまった子、刺されてしまった子も、きっと何か理由があってそれが伝えられなかった。それが、そういう行動に出てしまったんだろかと。これを、私たちが学校現場が受けとめなきゃいけないんだろかと思ったところです。

ああいう報道がされると、様々な、今日も出ていましたけど、インターネット、スマホ、SNS、それからテレビでも殺人の場面ですとかそういったことがたくさん出てくる。そういう環境の中で子供たちが育っている。そういうことを私たちが前提に考えて、様々な取組をやっていく必要があるんだろかと思えます。

人間、本来いじめというのは完全に根絶できるかと。本当は共生社会というのは一番いいわけなんですけれども、なかなか、自分を守りたいがゆえに、相手を卑下してしまったり、相手よりも優位に立ちたいと思ったり、それで自分のバランスを保つという本能が人間の中にはあって、このいじめという問題はなかなか簡単には解決できないというふうに思えます。

こうやって、今日、皆さんと顔を合わせることができて、本当によかったと思っておりますが、今後は、自分で判断できるような力をつけていく、それから、対面することは大切であると思えました。相手の表情が見える部分、痛みがわかること、そういうことが直接あることはとても大切なことだと思います。

それから、みんな仲良くしようと言いますが、喧嘩をしても修復できる、さっきレジリエンスという言葉がありましたけど、修復力、こういう経験を何回もすることによって、子供たちの心はどんどん強くなるし、そういう行動力を持つことも大事ではないかと思えます。

それから、相手を絶対に許さないという気持ちがあるわけですが、相手を許すという柔軟な姿勢というか、気持ちも大事じゃないかなと思えます。

また、SNSが学校現場で話題になっていきますけど、これは、親の教育といいますか、保護者の皆さんの意識も高く持っていて、学校と保護者が共有していく

ということがとても大事なことだろうと思っています。子供たちを取り巻く様々な環境を作っていくことが大事だろうと思います。

自分でできること、自分でやらなければならないこと、家庭でできること、家庭でやらなければいけないこと、学校でできること、学校でやらなければならないこと。それから、地域ができること、そして地域がやらなければならないこと。行政ができることと、行政がやらなければならないこと。社会全体でやらなければいけないことが、それぞれあるんじゃないかと思っています。

それをどう対処するのか、事が起こった時にどのような行動を起こしたらいいのか、これを、ここにいる皆さんの力を合わせてやっていくことが大事だろうと思っています。

今日ご講演の中では、自己有用感ですとか信頼という言葉が、私印象に残っております。信頼される、人が話してくれる、そのためには、相手を信頼する。まずは自分から心を開いて相手を信頼して、そのことによって初めて、僕が話してもいい、私が話してもいい、そういう人がここにいるんだ。私の話をしっかり聞いてくれる人がここにいるんだ。その思いを、ぜひ、それぞれの皆さんが持って欲しいと思っています。

大切な命、それぞれの命に価値があり、それぞれの役目が私はあると思っています。ぜひ、そういう命が共有される共生の社会を、私達は作り続けていくということが大切だと思います。

それぞれの皆様が、今日の会議の内容をお持ち帰りいただきながら、1歩でも2歩でも進めていただきたいと私は思いました。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。そろそろ終了のお時間が参りました。皆様、活発な御意見をいただきましてありがとうございました。先生、よろしければ最後にひと言いただけますでしょうか。

(新井教授)

今日は本当に貴重な機会をいただきありがとうございました。

私、ずっと何がやれるかなって頭の中で考えていました。こういう連絡協議会に、いろいろな分野の人が集まって議論をする。それで、委員がおっしゃっているように、じゃあ具体的にどうするかが課題だと思う。安田さんからも非常に、実体験に即した話が出てきて、何ができるかなって具体的なことを一生懸命考えてみましたが、例えば、お年寄りに、空き教室もあるから、盆栽作りなどに学校に来てもらう、学校に先生とは違う人間が入って、どこかで、監視じゃなくて見守る目があるって、いいんだと思う。だから、具体的に、やってみればなどと思う。せっかく集まって、話をしているけれど、それだけでなく、何か一歩でも踏み出すことが大事だと思います。

ます。例えば、シルバーさんという言い方がいいかどうかわからないけど、退職した先生だって学校でいろいろやれることもあるだろうし、先生じゃない方、その方がかえっていいのかもしれないけれど、子供に関わってもら。ないものねだりをするとしたら、まず一つ、絶対に人が必要なんだということです。でも、目の前に子供がいるから、あるもの探して何かをやらなければならない。その時に、学校に先生以外にもいろいろな大人の人が出て、子どものロールモデルになれるといいかなと思う。教育支援センターなんかで、大学生が行って、大学生を見て不登校の子が元気になったりもしている。やっぱり人が持つてる力って大きいから、お年寄りが入れば、お互いにウィンウィンになる可能性もある。何かそういうことを、せっかく集まって議論してるのだから、遠くの目標までは行けなくても、何か一つ、例えば、学校にお年寄りを入れて、子供たちと一緒に遊んだり、学んだりしてもら。そして、その成果を発信するみたいなことを一つでもやれるといいなとつよく思いました。

これで最後にしますけれども、例えば私の場合、大学の教員として生徒指導論を教えている、また、文科省の委員もやっている、という立場での何かを背負ってるっていうか、それで制約されているわけではないけれども、発想に枠のようなものができてしまうところがある。そういう点で、PTAのお2人はご自身が思っていることをすごくはっきりと言ってくださる。そういう、異質というか、他の委員が何らかの専門性を持っているという立場でここに来てるのだけれど、お二人は親として、人間としての意見を素直に出される。もちろん、子育ての専門家ではあるのだけれど、素朴な実感から発せられる声をやっぱり、聞き合う響き合わせるということが大事で、聞いただけで終わりにしないで、一つでも何かを具体的にやるということに議論を結びつけることが必要なと、強く感じさせられました。

私は、校内研修に呼ばれば、日程が合えば行きます。いつでも。だから面に広げていくということであれば、各学校から代表を集めて研修するのではなくて、こっちがその場に行って研修をする。さっき触れた法教育でもそうですが、その場に行って実施するということが大事で、そうやって、学びを面に広げて具体化することによって、学校の力が上がっていく。学びを共有することで、大人が、お互いに弱みをみせたり、弱音を吐いたりすることができるようになればいいのではないかと思います。もし、来年、ここに来た時に、学校にお年寄りが入ったとか、学校がこうなってから、1個でも2個でも具体化されていることがあるといいなとすごく思いました。

どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

来年は、この場で一步進んだことを報告する会にできれば、と思います。またよろしくお願ひいたします。

新井先生、本日は、遠方から静岡県までお越しいただきまして、また、非常に

貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様、新井先生に大きな拍手をお願いします。

以上で、本日予定していた議事は終了となります。進行をお返しします。

皆様長時間に渡るご協議ありがとうございました。

皆様からご意見、ご報告いただきました内容につきましては、事務局で整理をして、子供たちが学校で安心して過ごすことができる環境づくりに生かしてまいります。

ぜひ委員の皆様におかれましては、皆様が持ってらっしゃる会議や職場の場面など何かの折に、今回のお話についてさせていただき、この連携は広げていっていただけたらと考えております。

以上をもちまして、令和3年度静岡県いじめ問題対策協議会を閉会いたします。